

総 務 大 臣
竹 中 平 蔵 殿

統計審議会会長
美 添 泰 人

諮問第305号の答申
船舶船員統計調査の中止等について

国土交通省は、船舶船員統計調査（指定統計第28号を作成するための調査）のうち、船舶調査については、行政ニーズが低下しており、調査を行う必要性が乏しいと判断されること、また、船員調査については、これまで同調査で把握してきた調査事項を船員法（昭和22年法律第100号）に基づく事業状況報告において把握するとしていることから、船舶船員統計調査を平成18年調査から中止することを計画している。

また、船員調査を補完する調査として実施している船員需給総合調査（統計報告の徴集）についても併せて見直しを行い、船員法に基づく事業状況報告で把握できない部分に限定した調査を平成18年調査から実施することを計画している。

今回の中止計画等については、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 船舶調査

船舶調査については、内航海運業法（昭和27年法律第151号）の改正により、平成17年4月より内航船舶の適正船腹量の策定が廃止され、統計調査の行政ニーズが低下したこと及び業界団体等による船舶関係資料により代替することが可能なことなどから中止するものであり、適当と認められる。

2 船員調査

船員調査については、これまで調査してきた事項を毎年同時期に報告を求めている船員法に基づく事業状況報告等で把握し、その結果については公表することとしていることから、適当と認められる。

なお、船員調査を補完する調査として実施している船員需給総合調査については、全面的に見直しを行い、船員法に基づく事業状況報告で把握することができない船員の異動状況に限定した調査に変更することとしていることから、適当と認められる。